

# 津波防災地域づくりについて

## ～基本指針(素案)関係～

---

国土交通省

平成23年12月14日

## 今後の津波防災・減災についての考え方

### 基本姿勢

- 今回のような大規模な災害を想定し、「なんとしても人命を守る」という考え方により、ハード、ソフト施策を総動員して「減災」を目指す。
- また、「災害に上限はない」ことを今回の教訓とし、日常の対策を持続させる。

### 新しい発想による防災・減災対策

- 防波堤・防潮堤による「一線防御」からハード・ソフト施策の総動員による「多重防御」への転換。
- 平地を利用したまちづくりを求める意見も多い。土地利用規制について、一律的な規制でなく、立地場所の安全度等を踏まえ、地域の多様な実態・ニーズや施設整備の進ちょく状況等を反映させた柔軟な制度を構築。

(参考：施策のイメージ)

- ・ 防波堤・防潮堤等の復旧・整備
- ・ 市街地の整備・集団移転
- ・ 土地利用・建築規制  
[海岸部において避難ビルの整備、居室の高層化 等]

### ・ハザードマップの作成



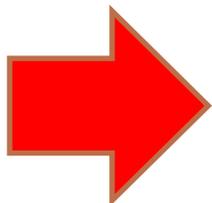
### ・避難路・避難場所の確保



避難路



避難タワー



- 二線堤等の「津波防護施設(仮称)」や、地域の実情、安全度等を踏まえた土地利用・建築構造規制など、新たな法制度の検討
- 現在見直しを行っている社会資本整備重点計画への反映

# 津波対策の推進に関する法律 概要

## 前文（前文）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、津波対策に万全を期することが必要

## 法の基本的な考え方（第1条～第3条）

### （目的）

津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を総合的かつ効果的に推進し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資すること

### （基本的認識）

- ① 津波は、一度発生すると、広域にわたり、国民の生命、身体及び財産に甚大な被害を及ぼすとともに、我が国の経済社会の健全な発展に深刻な影響を及ぼすおそれ
- ② 津波は、国民が迅速かつ適切な行動をとることにより、人命に対する被害を相当程度軽減することができることから、防潮堤や津波避難施設の整備等とともに、教育・訓練の実施等により国民の理解と関心を深めることが特に重要
- ③ 津波被害の発生の防止・軽減のための観測体制の充実、調査研究の推進が重要
- ④ 津波の広域伝播性から、観測・調査研究に係る国際協力の推進が重要

## ソフト面における津波対策の努力義務

（第4条～第9条）

- ① 国、地方公共団体、研究機関、事業者、国民等の相互間の緊密な連携協力体制の整備
- ② 津波の観測体制の強化及び調査研究の推進
- ③ 想定される津波被害に係る、津波の規模及び津波対策施設の整備等の状況ごとの複数の予測の実施、及び津波対策への活用
- ④ 学校教育等を通じた、映像等を用いた効果的な手法による教育及び訓練等
- ⑤ 想定される津波被害に係る、印刷物の配布、映像の視聴等による住民への効果的な周知
- ⑥ 予報・警報や避難勧告・指示の的確かつ迅速な伝達のために必要な体制の整備等
- ⑦ 津波避難計画の作成・公表等

## ハード面における津波対策の努力義務

（第10条～第13条）

- ① 津波対策に係る施設の整備等における、最新の知見に基づく整備、既存の施設の維持・改良、海岸・河川堤防の性能確保・向上、津波避難施設の指定等への特段の配慮
- ② 住宅等の立地の抑制、沿岸部への堅牢建築物の整備等、津波対策の推進に配慮したまちづくりの推進
- ③ 石油類、火薬類、高圧ガス、核燃料物質等の危険物を多量に扱う施設の津波からの安全の確保
- ④ 災害復旧に関する国の制度における、津波被害への十分な配慮

## 津波対策に係るその他の施策に関する規定（第14条～第16条、附則第2条）

- ① 津波の広域伝播性等を踏まえた、津波対策に係る国際協力の推進の努力義務
- ② 国民の理解と関心を深めるための津波防災の日（11月5日）の設定
- ③ 津波対策の推進のために必要な財政上・税制上の措置等の努力義務
- ④ 地方公共団体に対する、ハザードマップ・映像の作成に係る財政上の援助
- ⑤ 津波避難施設等の整備促進のための財政上・税制上の措置に係る検討
- ⑥ 施行後3年を目途とした、東日本大震災の検証等を踏まえた、津波対策の在り方に係る検討

# 津波対策を構築するにあたって想定すべき津波レベルと対策の基本的考え方

今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要がある。

## 頻度の高い津波

**津波レベル**：発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備

**基本的考え方**：海岸保全施設等については、引き続き、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していく。

## 最大クラスの津波

**津波レベル**：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

**基本的考え方**：被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視しなければならない。

# 「基礎調査」から「津波浸水想定」の設定までの流れ

## 基礎調査(都道府県、国土交通大臣)

第六条及び第七条関係

※地域自主戦略総合交付金で実施

- 地形データの作成(海域及び陸域)
- 地質等に関する調査
- 土地利用状況の把握等
- 広域的な見地から必要とされるもの(航空レーザ測量等)は国土交通大臣が実施し、都道府県に提供

## 津波浸水想定の設定・公表(都道府県)

第八条関係

※地域自主戦略総合交付金で実施

### 最大クラスの津波の断層モデル(波源域及びその変動量)の設定

- 国(中央防災会議等)において検討された断層モデルを都道府県に提示(都道府県独自に設定することも可)

### 津波浸水シミュレーション

- 海域及び陸域の津波の伝播を津波浸水シミュレーション(平面2次元モデル)により表現
- 地形データをシミュレーションに反映
- 建築物等による流れの阻害を土地利用状況に応じた粗度係数として設定
- 安全マップとならないように悪条件のもとで設定(朔望平均満潮位※、海岸堤防の倒壊等)

※朔(新月)と望(満月)の日から5日以内にあらわれる各月の最高満潮位の平均値

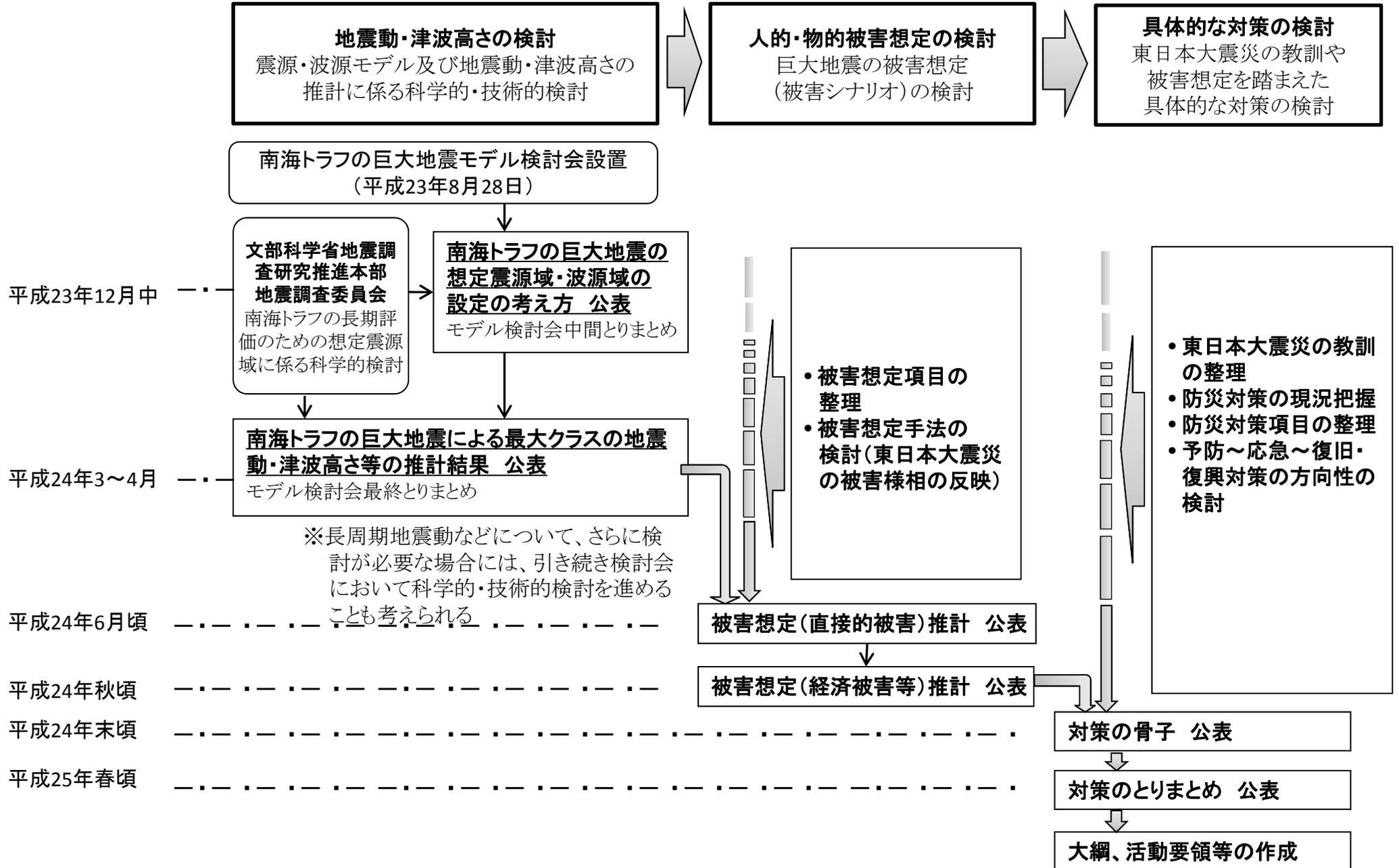
### 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深

- 最大の浸水域及び浸水深を表示

### 公表

- 国土交通大臣への報告
- 関係市町村長への通知
- 公表(都道府県の広報、印刷物、インターネットなど)

南海トラフの巨大地震(東海・東南海・南海地震)に係る検討スケジュールについて



# 推進計画の作成にあたっての留意事項

## 推進計画の作成にあたっての留意事項

### <作成時>

- 市町村マスタープランとの調和
- 協議会が組織されていないときは、都道府県や関係管理者等その他事業・事務を実施すると見込まれる者との協議
- 海岸保全施設、津波防護施設等の整備に関する事項については、関係管理者等の案に基づいて作成
- 関係管理者等の案の作成に当たり、市町村が津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から配慮すべき事項を申出
- 市町村からの申出を受けた関係管理者等は当該申出を尊重

### <作成後>

- 市町村は遅滞なく、計画を公表するとともに、国土交通大臣、都道府県、関係管理者等その他事業・事務を実施すると見込まれる者に送付
- 国土交通大臣・都道府県は推進計画の送付を受けたときは、市町村に対して、必要な助言が可能
- 国土交通大臣は、助言を行う際に必要であれば、農林水産大臣その関係行政機関の長に諮問

## 協議会とは

推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行う協議会で、推進計画を作成しようとする市町村が組織するもの

## 協議会の構成員

- 推進計画を作成しようとする市町村
- 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
- 関係管理者等その他事業・事務を実施すると見込まれる者
- 学識経験者その他当該市町村が必要と認める者

## 協議会を組織した場合

- 協議会を組織する市町村は、協議を行う旨協議会の構成員に通知しなければならない
- 通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない
- 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない

# いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ



浸水が防止される区域

浸水が防止される区域

津波防護施設  
(閘門)

指定津波防護施設  
(既存道路)

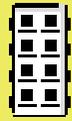
避難路  
避難場所(高台)

津波防護施設  
(兼用工作物)

宅地の嵩上げ

浸水想定区域

津波避難ビル



津波避難ビル



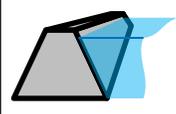
津波避難  
タワー



津波避難  
タワー



海岸堤防



地域の選択により、都道府県知事が「津波災害特別警戒区域」を指定できる。

津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)

- ①病室等の居室の床面の高さが津波の水  
深以上
- ②病院等の建築を予定した盛土等の開発行  
為の規制

津波災害特別警戒区域のうち条例で定めた区域(レッドゾーン)

居室の全部が  
津波の水深  
以下

居室の一部が津波  
の水深以上

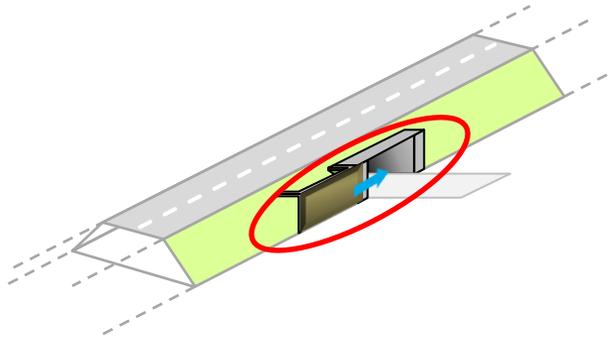
津波災害警戒区域(イエローゾーン)

- ①市町村地域防災計画への津波警戒避難体制  
(避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報伝  
達等)に関する事項の記載
- ②市町村による津波ハザードマップの作成
- ③市町村による避難施設の指定・管理協定(承継  
効有り)の締結
- ④地下施設、避難困難者利用施設における避難  
確保計画の作成、津波避難訓練の実施

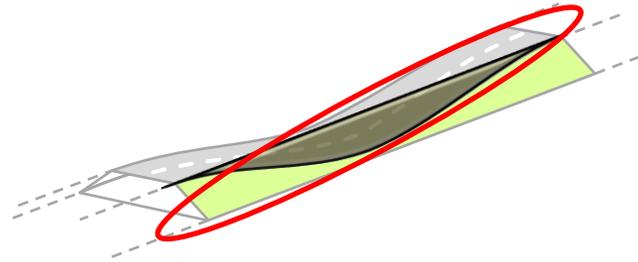
# 津波防護施設のイメージ

「津波防護施設」とは、津波浸水想定を踏まえ津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理する盛土構造物、閘門、護岸及び胸壁（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設であるものを除く。）をいう。

## ○既存道路盛土への閘門の設置



## ○既存道路盛土への胸壁の設置



## ○兼用工作物としての盛土構造物（津波防護施設、道路）

